

(下略)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十二月二十八日會議議案

秘

昭和十五年十二月廿八日	決議
昭和十六年一月十五日	公布
勅令第四十七號	

厚生省勞務官等ノ特別任用ニ關スル件

参照添附

勅令第 號

厚生省勞務官並ニ警視廳勞務官、北海道
廳勞務官及地方勞務官ハ各其ノ職務ニ
必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ
高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任
用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

参照

○厚生部内臨時職員設置制中改正勅令案(抄)

第五條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ勞働局ニ屬

セシム

(中略)

一 工場事業場ニ於ケル勞務管理ニ關スル

事務ニ従事スル者

勞務官 專任二人 奏任

屬 專任四人

技手

勞務官ハ其官ノ命ヲ承ケ工場事業場ニ

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ニ施行ス

○厚生省官制中改正勅令案(抄)

第十六條 厚生省ニ工場勞務監督官、礦務監督官及調停官ヲ置キ書記官、事務官、勞務官、理事官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

工場勞務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ工場法、施行、礦業及砂礦業以外ノ事業ニ於ケル賃金統

制令施行、賃金臨時措置令施行(船員ニ關スルモノ竝ニ礦業及砂礦業ニ關スルモノヲ除ク)

工場就業時間制限令施行、礦業及砂礦業以外ノ事業ニ於ケル工業勞働者最低年齡法施行

竝ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行、勞働者災害扶助法及商店法ノ施行ニ關スル事務、礦夫ニ關スル事務、礦山ニ於ケル勞働衛生ニ關スル事務、勞働爭議調停ニ關スル事務ヲ掌ル

礦務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ礦夫ニ關スル

事務、鑛山ニ於ケル勞働衛生ニ關スル事務、鑛業ニ於ケル賃金統制令施行ニ關スル事務、鑛業及砂鑛業ニ於ケル賃金臨時措置令施行ニ關スル事務(船員ニ關スルモノヲ除ク)、鑛業及砂鑛業ニ於ケル工業勞働者最低年齡法施行ニ關スル事務、竝ニ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

調停官ハ上官ノ命ヲ承ケ勞働爭議調停ニ關スル事務ヲ掌ル

大令ノ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○警視廳官制中改正勅令案(抄)

第十六條ノ二 警視廳ニ工場勞務監督官ヲ置キ事務官、勞務官及技師ヲ以テ之ニ充ツ

工場勞務監督官ハ警視總監ノ命ヲ承ケ工場法施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル賃金統制令施行、賃金臨時措置令施行(船員ニ關スルモノ竝ニ鑛業及砂鑛業ニ關スルモノヲ

除ク工場就業時間制限令施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行並ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助法施行、商店法施行並ニ労働爭議調停ニ關スル事務ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○北海道廳官制中改正勅令案(抄)

第十六條ノ二 道廳ニ工場労働監督官ヲ置キ

事務官、事務官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

工場労働監督官ハ警察部ニ屬シ上官ノ命ヲ

承ケ工場法施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ

於ケル賃金統制令施行、賃金臨時措置令施行

(船員ニ關スルモ)並ニ鑛業及砂鑛業ニ關ス

ルモノヲ除ク、工場就業時間制限令施行、鑛業

及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最

低年齢法施行並ニ工場法ノ適用ヲ受クル工

場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行砂
鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助法
施行商店法施行並ニ労働争議調停ニ關スル
事務ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○地方官官制中改正勅令案抄

第三十五條 東京府ヲ除クノ外各府縣ニ工場
事務監督官及工場事務監督官補ヲ置クコト

ヲ得

工場事務監督官ハ地方事務官、地方事務官又
ハ地方技師ヲ以テ、工場事務監督官補ハ屬又
ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ工場
法施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル賃
金統制令施行、賃金臨時措置令施行（船員ニ關
スルモノ並ニ鑛業及砂鑛業ニ關スルモノヲ
除ク）、工場就業時間制限令施行、鑛業及砂鑛業
以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法
施行並ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケ

ル退職積立金及退職手當法施行、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル勞働者災害扶助法施行、商店法施行並ニ勞働爭議調停ニ關スル事務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○廳府縣臨時職員等設置制中改正勅令業抄第十六條ノ三 工場事業場(鑛業及砂鑛業ニ關スルモノヲ除ク)ニ於ケル勞務管理ニ關スル

事務ニ從事セシムル爲警視廳及北海道廳ニ並ニ府縣ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

警視廳

勞務官

專任二人

委任

北海道廳

勞務官

專任一人

委任

府縣

地方勞務官

專任十人

委任

前項ノ職員ノ各府縣内ノ定員ハ國務大臣之ヲ定ム

警視廳勞務官、北海道廳勞務官及地方勞務官
ハ上官ノ命ヲ承ケ工場事業場(鑛業及砂鑛業
ニ關スルモノヲ除ク)ニ於ケル勞務管理ニ關
スル事務ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十二月二十八日會議議案

秘

昭和十五年十二月廿八日	決議
昭和十六年一月十五日	公布
勅令第四十八號	

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官
等ノ初敘陞敘ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關ス
ル件中改正ノ件 参照添附